

1703 元 祿 地 震

報 告 書

平成二五年三月

内閣府（防災担当）

3 大月村、猿橋村、鳥澤村の地震被害

さるはしむら とりさわむら

大月村、鳥澤村、猿橋村（現在の山梨県大月市、図5-3の③）においても、元禄地震による被害が確認される。これらの村々は、

3-1 大月村

大月村は秋元但馬守領分、村高は、寛文9年（1669）検知によれば226石である（『角川日本地名大辞典』19 山梨県、昭和59年）。地震による被害として、以下の様な、屋敷地の一部が崩れたので、宝永元年（申年）の年貢免除が了承された旨の史料が残っている。

申改引方覚
屋舗本高九升三合ノ内
一高七升七合 永流 太兵衛分
作兵衛
残高七升六合
右者未冬地震崩、申改永流引方、
此書付之通御免被仰付候、以上
宝永元甲申年十二月三日
牧野小左衛門印

大月村庄や 四郎左衛門殿
同村 組頭中

（「大月村地震にて引方覚」『山梨県史』
資料編12、近世（2）、平成13年）

桂川沿岸に沿って点在する村で、元禄地震とその翌年宝永元年に発生した降雨によるものと考えられる被害で、田畠の崩れや流失などの被害が発生している。ここでは、年貢減免を願い出た当時の資料から、被害状況がどの様なものであったかを検討した。

大月村は秋元但馬守領分、「元禄郷帳」には村高は記されていない。この村の百姓作兵衛の屋敷地高9升3合のうち、7升7合分が地震によって「永流」となり、年貢の免除が認められたことを示す文書である。これによれば、太兵衛の分附百姓（独立した一戸前の本百姓ではなく、太兵衛に生活面、耕作面で依存する百姓）である作兵衛の屋敷地高の80%が地震によって土地を失われたので、今後の年貢は「永流」つまり、永年免除となることが認められたというものである。恐らく作兵衛は、太兵衛から分けてもらい住んでいた屋敷地が大半崩れて無くなってしまったのであろう。

3-2 猿橋村、鳥澤村

猿橋村、鳥澤村においても、元禄地震で土地が崩れたために年貢が免除された記録が残っている。

猿橋村の村高は、寛文9年（1669）検知によれば246石である（『角川日本地名大辞典』19山梨県、昭和59年）。

「猿橋村地震にて引方覚」（『山梨県史』資料編12、近世（2）、幡野逸雄家文書、平成13年）によれば、猿橋村では、未地震崩、申改永流が15筆、本高7石1斗9升7合の内1石7斗2升5合の年貢免除が認められた。

鳥澤村の村高は、寛文9年（1669）検知によれば458石である（『角川日本地名大辞典』19山梨県、昭和59年）。

「鳥澤村地震にて引方覚」（『山梨県史』資料編12、近世（2）、平成13年、山田政重家文書）によれば、鳥澤村では、地震欠永引、申改永流が24筆、本高6石8合の内2石3斗1升3合の年貢免除が認められた。

これらの被害状況（被害率）については、表5-1及び5-2に整理した。

表5-1 「猿橋村地震にて引方覚」から整理した被害状況

（『山梨県史』資料編12、近世（2）、平成13年、幡野逸雄家文書）

字名	本高 (単位:升)	地震永流高 (単位:升)	被害率 (単位:%)	百姓名
あづくミ	33.7	3.7	11.0	徳右衛門
川戸道	9.0	4.5	50.0	五次右衛門
屋敷裏	52.8	33.0	62.5	五次右衛門
いらばら(伊良原)	39.6	24.0	60.6	兵右衛門
いらばら(伊良原)	41.4	13.5	32.6	藤右衛門
いらばら(伊良原)	36.0	4.5	12.5	甚兵衛
いらばら(伊良原)	72.6	3.6	5.0	又右衛門
いらばら(伊良原)	75.0	9.0	12.0	庄右衛門
いらばら(伊良原)	22.8	3.9	17.1	兵右衛門
いらばら(伊良原)	21.6	19.5	90.3	善右衛門
いらばら(伊良原)	54.0	4.5	8.3	惣右衛門
いらばら(伊良原)	45.6	5.4	11.8	長右衛門
いらばら(伊良原)	34.8	7.8	22.4	長左衛門・武右衛門
いらばら(伊良原)	143.7	18.0	12.5	半三郎・庄兵衛
いらばら(伊良原)	37.1	17.6	47.4	甚助
小計：いらばら(伊良原)	624.2	131.3	21.0	—
合計15筆 1石7斗2升5合 未冬地震崩れ、申改、永流引方	合計：719.7	合計：172.5	平均：24.0	—

表5－2 「鳥澤村地震にて引方覚」から整理した被害状況

(『山梨県史』資料編 12、近世(2)、平成13年、山田政重家文書)

字名	本高 (単位:升)	地震永引高 (単位:升)	被害率 (単位:%)	百姓名
小向	26.1	4.4	16.9	八兵衛
そりめ	28.9	4.8	16.6	市左衛門
長田(奈賀多)	41.6	12.0	28.8	八兵衛
人村	49.6	9.9	20.0	平四郎
おほり(堀之内)	43.2	16.8	38.9	甚左衛門
おほり(堀之内)	58.7	31.1	53.0	九右衛門・加兵衛
おほり(堀之内)	32.0	9.9	30.9	十兵衛
おほり(堀之内)	5.6	2.4	42.9	対馬
おほり(堀之内)	47.8	22.6	47.3	半三郎
おほり(堀之内)	23.0	23.0	100.0	又兵衛
おほり(堀之内)	43.3	2.6	6.0	庄八郎
おほり(堀之内)	27.3	17.3	63.4	福寿庵
おほり(堀之内)	21.7	13.3	61.3	源左衛門
おほり(堀之内)	21.3	11.3	53.1	長八郎
おほり(堀之内)	12.7	12.7	100.0	長八郎
おほり(堀之内)	11.9	11.9	100.0	善左衛門
小計：おほり(堀之内)	348.5	174.9	50.2	—
薬師堂前	23.8	6.8	28.6	甚兵衛
薬師堂前	24.9	3.1	12.4	市右衛門
小計：薬師堂前	48.7	9.9	20.3	—
一貫目	13.2	1.6	12.1	長八郎
一貫目	7.6	2.2	28.9	善左衛門
一貫目	10.2	1.2	11.8	源右衛門
小計：一貫目	31	5	16.1	—
水ノ上	12.8	6.4	50.0	覚右衛門
よこふき	5.6	2.0	35.7	小兵衛
よこふき	8.0	2.0	25.0	小兵衛
小計：よこふき	13.6	4.0	29.4	—
合計24筆 田高2升、畠高2石3斗1升3合 未冬地震欠、申改、永流引方	合計：600.8	合計：231.3	平均：38.5	—

年貢が永久的に免除される様な災害現象とは、どのようなことであったのだろうか。

本地域は、相模川の上流にあたる桂川が西から東へ流れ、桂川が作る段丘とそれを挟んだ南北の山地から成っている。鳥澤付近では扇状地も発達しており、古くから土砂流出が激しい地域であることを物語っている。上流「扇山」の斜面には地すべり地形も認められる。

ところで、元禄地震による土地の流失や埋没で年貢の免除を願い出ている場所は、猿橋村の小字「いらばら」、鳥澤村の小字「おほり」などである。大月市役所税務課の土地台帳によれば、当時の小字「いらばら」は現在の伊良原であり、「おほり」は現在の堀之内に対応すると推定される。更に、「小向」や「長田」という地名の位置も確認できる。これらは全て桂川の高い段丘上の土地である(図5-7)。

したがって、大規模な山崩れによる埋没や流失であったとは考え難い。しかも河床から30~50mも高い段丘であり、川の水が付くことはまずない。これらの土地に共通するのは、桂川のこうげきしやめん攻撃斜面(屈曲した流路の外側の谷壁)が存在することである。攻撃斜面は、斜面の

下部が桂川の流れを常に受けているため、斜面全体が崩れ易いのである。鳥澤付近の段丘は河床から50m程もあり、礫層、古富士泥流、ローム、扇状地堆積物などで構成されていると考えられる。下位の固結度の低い礫層が、桂川の水流によって削られ、斜面全体が崩れ易くなっているところへ強い地震動やその後の降雨が誘因となり、崩落したものと考えられる。

また、「地震崩、申改永流引方」という表現からすると、元禄地震で崩れかけた段丘崖が、翌申年(宝永元年)の降雨によって完全に崩落し流失してしまったのであろう。

地元の農家の人の話では、大正関東地震の際にも大きく土地が崩落して無くなってしまったという。本地域の斜面は、現在、山梨県により、コンクリートで崩壊防止を図る対策が施されている(写真5-20)。

年貢の減免率は、場所によって10%以下から100%にも及んでいるが、100%の場所は、おそらく桂川に最も近い崖に面した土地で、それが元禄地震の激しい揺れとその後の降雨も加わって、土地の全てが崩落してしまったのであろう。

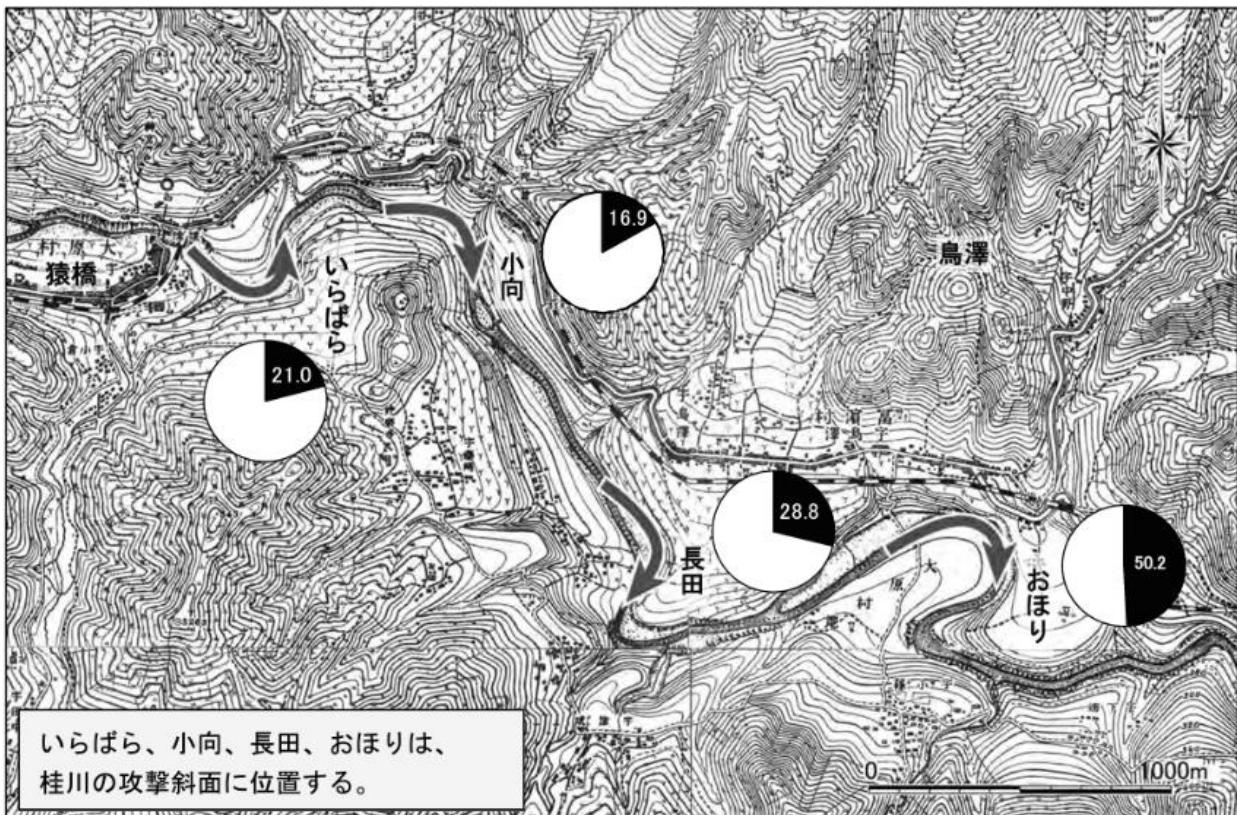


図5－7 猿橋村と鳥澤村における田畠の被害が発生した場所

(明治21年測量「猿橋」「富濱村」)

※矢印は桂川の攻撃斜面であることを示し、円グラフは被害率(%)を示す。

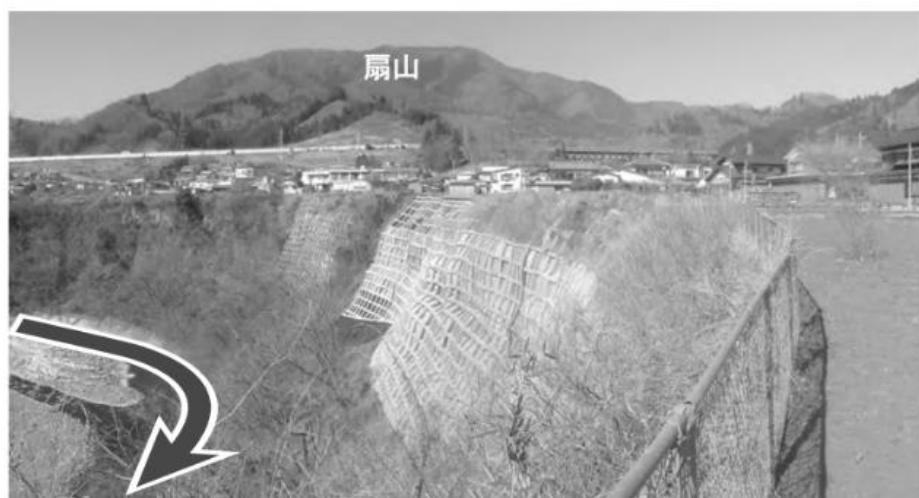


写真5－20 「おほり」(現在の堀之内) 西端の段丘崖 (攻撃斜面)